

鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の義務教育段階にある児童生徒が「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会により「本県で出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設及び教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行い、保護者の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、市町村又は市町村等教育委員会（以下「市町村等」という。）が当年度中（4月1日から翌年3月31日までの期間内）に行う別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、当該市町村等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる補助対象経費の額に同表第3欄に定める率を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。同表第4欄に掲げる額を限度とする。）以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号による計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	第2条の施設に通所する義務教育段階にある児童生徒に対する通所経費等補助事業
2 補助対象経費	市町村等が、1の事業において児童生徒の通所経費（※）に対する補助金等として、当該児童生徒の保護者等へ支給した経費。 ただし、児童生徒又は親権者が事業実施市町村（組合立学校においては、学区内）に住所を有すること。 ※第2条の施設の通所に要する定額の経費及び交通費、実習費等
3 補助率	1 / 2
4 上限額	市町村等が補助金等を支給した児童生徒について、 【通所費（定期的に支払う定額分）】 1人あたり月額6,600円 【交通費・実習費等】 市町村等が補助金等を支給した児童生徒について、 小学生は1人あたり月額1,500円 中学生は1人あたり月額3,000円